

平成 30 年度 随時監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項に基づく監査

第 2 監査の目的

平成 30 年度一般会計に関し、平成 30 年 7 月 11 日に処理された村史刊行本売上金の過年度収入に係る事務の執行について、事実を把握し問題を検証することで、適正な収入事務の執行に資することを目的とする。

第 3 監査期日及び対象課

期 日 平成 30 年 12 月 21 日（金）

対象課 生涯学習課（図書館）

第 4 監査の方針及び方法

当該収入事務が東海村財務規則等に定める手続きに従い適正に執行されたかを主眼に監査を行った。

監査の実施に当たっては、所管課から提出された当該収入の事務処理フロー及び事務処理に要する物品等の確認を行うとともに、所管課から当該事務の執行状況について説明を聴取した。

第 5 監査の結果

1 事案の概要

今回の監査対象である村史刊行本売上金の過年度収入は、平成 29 年度の収入を平成 30 年 7 月 11 日に起票処理し平成 30 年度一般会計に受け入れたものである。当該処理において、収入を証する領収証書原符には年度、会計、金額と内訳、及び納入内容の記載があるものの、領収印として分任出納員の印が押印され、当該印は日付と氏名がないものとなっていた。

この事実について、監査調書に基づき書類審査及び担当職員から説明聴取し、監査を実施した結果、次のとおり当該収入事務が不適切に行われていたことが認められた。

2 事務手順と問題点

(1) 収入の事実発生と収入処理を行うタイミングについて

所管課の説明によれば、図書館における書籍の売上金は、慣例的に、歳入担当者が週ごとあるいは月ごとに一般会計への収入処理を行っていたということであるが、本件書

籍の販売は東海村財務規則第 26 条第 1 項第 3 号に定める「随時の収入で納入の通知を発するもの」であり、原因の発生したときに調定しなければならない。また、同規則第 35 条では、特別の事情がある場合を除き、当日又は翌日までに指定金融機関に払い込まなければならない。

本件所管の図書館は本庁舎から離れており、開館日や開館時間も本庁舎と異なることから、これを特別の事情として考慮すべきではあるものの、収入の事実発生後は速やかに収入処理を行うべきである。

(2) 領収証書原符等へ押印する領収印について

説明によれば、書籍の販売時に作成する領収証書原符へ押印する領収印は、分任出納員の印 1 本を複数職員で使用し、押印後に販売した職員の氏名を手書きで記入していたということである。

分任出納員の印を使用することに関し、所管課は問題意識がないようであったが、本件は、分任出納員である生涯学習課長から命を受け、かつ村長から任命された「現金取扱員」が行ったものであり、領収印は現金取扱員の印を使用しなければならない。また、同規則別表第 3 では、現金取扱員の印は印面に氏名を表示したものと定められているため、現金取扱員 1 名につき 1 本の領収印を作成し使用すべきであった。

(3) 必要な調査の遅延について

本件書籍の販売は平成 29 年 10 月頃のようなものであるが、領収印の日付及び氏名がなかったために処理できず、放置されてしまったということである。

このことについては、歳入の取扱いに不慣れであったとはいえ担当職員の怠慢と言わざるを得ない。一方で、図書館職員の勤務状況を踏まえれば、書籍を販売する職員と収入処理を行う職員が別人であり得ること、書籍の販売時に収入処理を行う職員が勤務中とは限らないことから、未処理の売上金があることを可視化し迅速な処理を促すような方法に改善することが望まれる。

(4) 過年度収入としての平成 30 年度会計への受入れについて

本件書籍の売上金は、平成 29 年度会計の出納閉鎖日間近になって未処理であることが判明し、関係課と協議のうえで平成 30 年度会計の収入とし処理を行ったということである。

この処理は、地方自治法施行令第 160 条に定めるとおり出納閉鎖後の収入を現年度の歳入としたもので、適正ではある。しかしながら、平成 29 年度会計の歳入の調定は平成 30 年 3 月 31 日までに行うものであり、現に同年 3 月 29 日に本件を除く他の未処理収入を確認し処理を行っていることから、本件売上金についてもこの時点で状況を共有し、対応を検討し、処理すべきであったと言える。

3 現状における図書館での改善について

以上の問題点については、所管課においても認識され、既に改善がなされている。具体的には、職員 1 人につき 1 本の現金取扱員の印を作成するとともに、販売の都度収入処理を行うために、現金の保管場所と歳入担当者の机に歳入伝票を起票する旨の札を置

くこととしている。これらは評価できるものだが、さらには、領収証書原符に関しても、納入者氏名を含めて職員が作成に当たることなど、契約上の原則に従った適正な処理に努められたい。

地方自治体の会計事務は、法令等に基づき適正に行われるべきで、担当職員はもちろんのこと、管理職員も含めた全職員が習得するものである。今後、不適切な処理方法や処理の遅延など本件と同様の事態が起こらないよう、法令・例規や現状の処理方法を再確認することはもとより、職員一人ひとりの会計事務遂行能力の向上に全庁的に取り組み、適正な収入事務を行っていただきたい。

以上、報告する。

平成 31 年 2 月 28 日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 河野 健一